

令和6年度 障害福祉関連事業について

1 障害福祉課の事業

①障害者計画(第5次)・障害福祉計画(第7期)の推進

昨年度、改定に向け検討を進めてきました、障害者計画(第5次)及び障害福祉計画(第7期)を令和6年3月に策定しました。

新たな計画においては、国の制度改革や障害者を取り巻く社会情勢の変化など、これまでの取組状況を踏まえ、施策や取組内容を定めています。

また、今後市内の障害福祉サービス提供体制の充実を図るため、計画相談支援利用率の向上、相談支援体制の充実、人材不足が深刻化する障害福祉サービス事業所等における人材の確保・定着など、サービス提供基盤の持続可能性向上の取組や障害者の就労拡大に向けた支援体制の充実について記載しております。今後も計画に基づいた取組が行えるよう努めてまいります。

②令和6年度障害者総合支援法の改正及び障害福祉サービス等報酬改定への対応

令和6年4月1日から、障害者総合支援法及び障害福祉サービスの報酬が改定されました。国・府の動向に注視し、適切に対応を進めます。

《障害者総合支援法(主な改正内容)》

- ・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・新たな障害福祉サービス(就労選択支援)の創設

《報酬改定(主な改定内容)》

- ・生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し
- ・重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実
- ・強度行動障害者の受け入れ体制の強化
- ・物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額(食費・光熱水費)の見直し

③「行かなくてもいい市役所」の推進

市 HP や SNS を通じた制度情報の発信、説明動画の作成、オンライン申請フォームの公開を推進しています。オンライン申請については令和6年3月末時点で 29 事務の申請フォームをホームページに公開しており、令和5年度は 859 件の申請をいただきました。障害者の ICT の活用にあたっては、関係機関のご支援が欠かせません。障害者の生活の利便性向上のため、皆様のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

2 福祉総合相談課の事業

①「地区保健福祉センターの整備について」

地区保健福祉センターでは、地域の身近な場所で、世代や分野を問わない保健と福祉に関する相談や地域づくりについて、地域住民をバックアップし、解決等に向けた支援を行っています。地区保健福祉センターには所長や保健師、生活支援コーディネーター、アウトリーチ支援員などの市職員を配置し、地域の相談機関である障害者相談支援センターや地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などの様々な関係機関や専門職と、より一層の連携を図りながら活動を行っています。

現在、市内4か所（東・西・中央・南）に地区保健福祉センターの設置を行っており、北圏域につきましては、令和7年度の開設を目指しております。

【令和3年度】

- 東保健福祉センター（西河原二丁目17番4号、茨木市西河原多世代交流センター内）

【令和4年度】

- 西保健福祉センター（南春日丘五丁目1番8号、茨木市沢池多世代交流センター内）
- 南保健福祉センター（新和町21番27号、茨木市葦原多世代交流センター内）

【令和5年度】

- 中央保健福祉センター（片桐町4番26号、障害福祉センターハートフル内）

②「相談支援事業所開設等補助金について」

障害児・者の相談支援体制の強化を図るため、今年度も新たに相談支援事業所を開設する場合や相談支援専門員の増員を行った場合の補助を実施します。

本補助金制度を活用した相談支援事業所の開設も増えており、年々、制度の認知度が上がっているものと考えております。

引き続き、制度の周知等を行い、相談支援専門員の増員に努めてまいります。

補助内容及び補助上限額は、次のとおりです。

【事業所の新規開設】

- 開設に必要な経費 50万円
- 開設後の運営に必要な経費 120万円（10万円／月、12か月間）

【相談支援専門員の増員】

- 相談支援専門員の人件費 約340万円（36か月間）

3 発達支援課の事業

①児童発達支援センターの機能強化

令和6年4月施行の改正児童福祉法により児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。

市内の児童発達支援センター『あけぼの学園』と『藍野療育園』を中心に次の4つの機能の充実を図ります。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

②障害児福祉計画(第3期)の推進

障害児福祉計画(第3期)を令和6年3月に策定しました。

新たな計画においては、第2期計画での基本的な考え方を継承した取組として、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や医療的ケア児支援、障害児相談支援の充実等について記載しております。

③令和6年度障害福祉サービス等報酬改定への対応

令和6年4月1日から障害福祉サービス等報酬改定がされました。国・府の動向を注視し、適切に対応を進めます。

《報酬改定(主な改定内容)》

- ・5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」との関連を踏まえた個別支援計画の作成
- ・事業所全体の支援プログラムの策定・公表
- ・支援時間に応じた基本報酬の見直し